

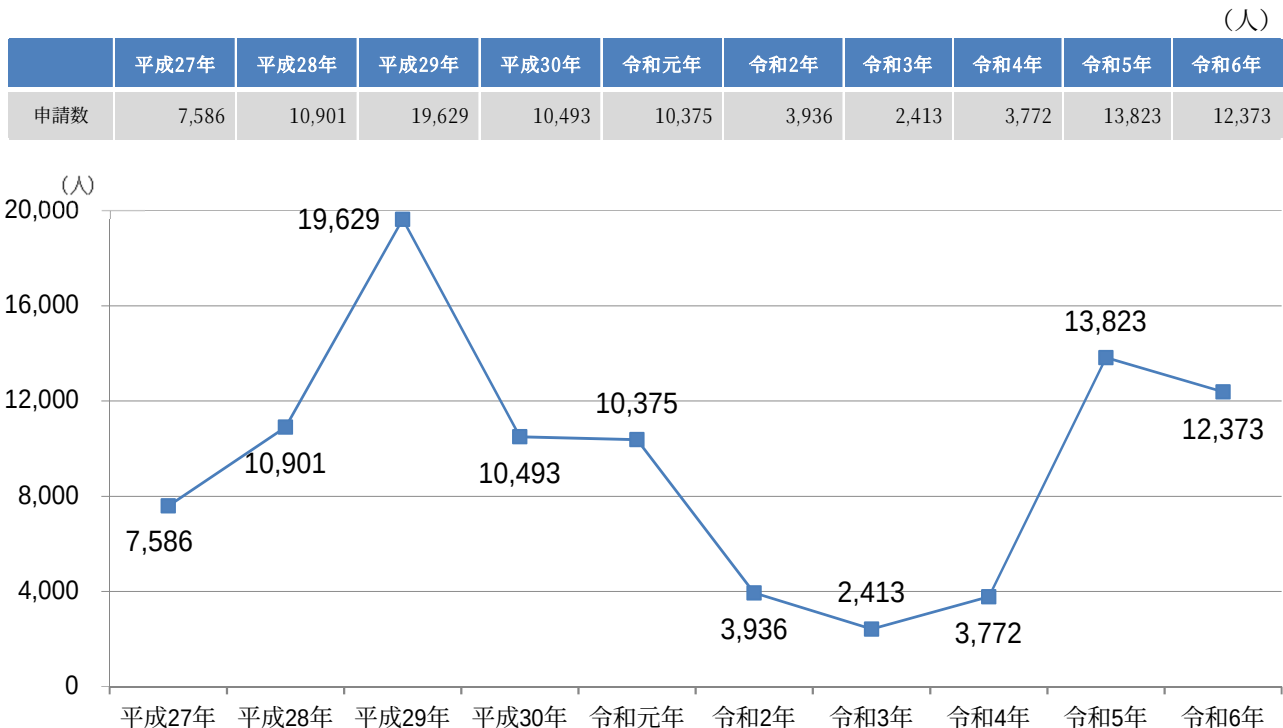
令和6年における難民認定者数等について

1 難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数

(1) 難民認定申請者数

ア 難民認定申請を行った外国人（以下「難民認定申請者」という。）は、令和5年（13,823人）から減少し、12,373人でした。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移



イ 難民認定申請者の国籍は92か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、タイ、トルコ、インド、パキスタンとなっています。このうち、タイは、令和5年に184人（国籍別で第12位）であったものが、令和6年には2,128人（同第2位）に急増しています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約60.3%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表している「UNHCR Refugee Data Finder」において2023年（令和5年）中に世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位5か国について、我が国における申請者数は194人（内訳：ベネズエラ2人、コロンビア0人、シリア54人、キューバ1人、アフガニスタン137人）となっています。

表2：国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

令和4年		令和5年		令和6年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① カンボジア	578	① スリランカ	3,778	① スリランカ	2,455	-35.0%	19.8%
② スリランカ	502	② トルコ	2,406	② タイ	2,128	1056.5%	17.2%
③ トルコ	445	③ パキスタン	1,062	③ トルコ	1,223	-49.2%	9.9%
④ ミャンマー	298	④ インド	934	④ インド	951	1.8%	7.7%
⑤ パキスタン	238	⑤ カンボジア	888	⑤ パキスタン	700	-34.1%	5.7%
⑥ バングラデシュ	230	⑥ ネパール	697	⑥ ミャンマー	627	93.5%	5.1%
⑦ ウズベキスタン	210	⑦ バングラデシュ	538	⑦ バングラデシュ	568	5.6%	4.6%
⑧ アフガニスタン	182	⑧ ウズベキスタン	473	⑧ ネパール	506	-27.4%	4.1%
⑨ インド	172	⑨ ミャンマー	324	⑨ カンボジア	364	-59.0%	2.9%
⑩ ネパール	130	⑩ アフガニスタン	259	⑩ ウズベキスタン	265	-44.0%	2.1%
⑪ カメルーン	84	⑪ ナイジェリア	193	⑪ ガーナ	251	156.1%	2.0%
⑫ イラン	79	⑫ タイ	184	⑫ インドネシア	226	927.3%	1.8%
⑬ セネガル	74	⑬ コンゴ民主共和国	178	⑬ 中国	195	116.7%	1.6%
⑭ ウガンダ	61	⑭ カメルーン	175	⑭ チュニジア	155	23.0%	1.3%
⑮ ナイジェリア	56	⑮ セネガル	135	⑮ カメルーン	139	-20.6%	1.1%
⑯ 中国	45	⑯ カザフスタン	134	⑯ アフガニスタン	137	-47.1%	1.1%
⑰ ギニア	34	⑰ チュニジア	126	⑰ ウガンダ	116	13.7%	0.9%
⑱ ガーナ	31	⑱ ギニア	118	⑱ ナイジェリア	114	-40.9%	0.9%
⑲ チュニジア	31	⑲ ウガンダ	102	⑲ イラン	108	35.0%	0.9%
⑳ シリア	30	⑳ ガーナ	98	⑳ エチオピア	103	212.1%	0.8%
㉑ フィリピン	29	㉑ 中国	90	㉑ セネガル	97	-28.1%	0.8%
㉒ コンゴ民主共和国	28	㉒ フィリピン	86	㉒ ギニア	94	-20.3%	0.8%
㉓ ロシア	21	㉓ イラン	80	㉓ コンゴ民主共和国	88	-50.6%	0.7%
㉔ エチオピア	17	㉔ イエメン	73	㉔ エジプト	80	66.7%	0.6%
㉕ ブルキナファソ	11	㉕ タンザニア	60	㉕ タンザニア	76	26.7%	0.6%
— その他	156	— その他	632	— その他	607	-	4.9%
総数	3,772	総数	13,823	総数	12,373	-10.5%	100.0%

(注) 表の割合(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません(本表以降の図表についても同様)。

ウ 難民認定申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が11,625人(申請者総数の約94.0%)、不法滞在者が748人(同約6.0%)であり、正規滞在者が多くを占めています。

(ア) 正規滞在者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が9,566人(正規滞在者の約82.3%)、在留期間の更新や在留資格の変更が許可されないため自ら出国する意思を表明し、その出国準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動(出国準備期間)」が620人、「技能実習」が386人、難民認定等申請を理由に在留する「特定活動(難民認定等申請者用)」が382人(再申請者)、「留学」が198人などとなっています。正規滞在者の申請は、前年に比べて約10.5%減少しましたが、一方で「特定活動(出国準備期間)」からの申請者は、前年に比べて約45.5%増加しています。

(イ) 不法滞在者からの申請は、前年に比べて約11.0%減少しており、主な国籍はトルコが196人で不法滞在者の約26.2%を占め、次いでスリランカ109人(約14.6%)、イラン72人(約9.6%)、パキスタン46人(約6.1%)、ウズベキスタン45人(約6.0%)の順となっています。

表3：在留資格別難民認定申請者数の推移

(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	対前年 増減率	申請数全体に 占める割合
正規滞在		3,721	1,870	3,069	12,983	11,625	-10.5%	94.0%
在留資格	短期滞在	1,748	181	1,516	10,738	9,566	-10.9%	77.3%
	特定活動 (出国準備期間)	320	81	105	426	620	45.5%	5.0%
	技能実習	645	623	466	512	386	-24.6%	3.1%
	特定活動 (難民認定等申請者用)	241	582	296	374	382	2.1%	3.1%
	留学	470	65	47	111	198	78.4%	1.6%
	その他(注)	297	338	639	822	473	-42.5%	3.8%
不法滞在		215	543	703	840	748	-11.0%	6.0%
総 数		3,936	2,413	3,772	13,823	12,373	-10.5%	100.0%

(注) 特例上陸許可等を含みます。

エ 難民認定申請者のうち、約11.0%に当たる1,355人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり、主な国籍は、トルコ618人（約45.6%）、スリランカ208人（約15.4%）、パキスタン105人（約7.7%）、バングラデシュ92人（約6.8%）、カンボジア75人（約5.5%）などとなっています。

また、申請回数別では、2回目の申請者が1,057人（約78.0%）、3回目の申請者が204人（約15.1%）、4回目の申請者が65人（約4.8%）、5回目の申請者が22人、6回目の申請者が5人、7回目の申請者が2人となっています。申請回数が最多の複数回申請者は7回目の申請となっています。

さらに、複数回申請者のうち、申請時に不法滞在者であった者が506人（約37.3%）となっています。

表4：複数回申請者数の推移

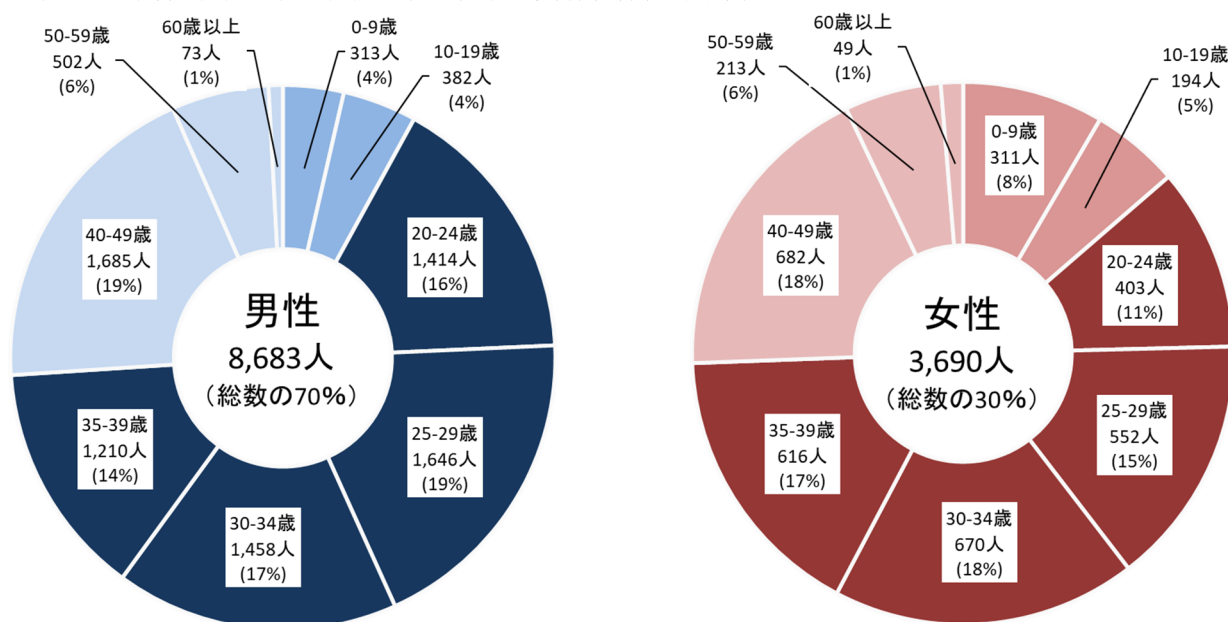
(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
申請数	461	415	1,248	1,202	1,661	1,355	1,057	204	65	22	5	2

オ 難民認定申請者の男女の内訳は、男性8,683人（申請者総数の約70.2%）、女性3,690人（同約29.8%）となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約66.0%、女性で約60.7%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約8.0%、女性で約13.7%となっています。

図2：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳



カ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が1,019人、B案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）が80人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が1,192人、D案件（上記以外の案件）が10,082人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5：地方出入国在留管理官署における申請時の振分け状況の推移

振分け区分	令和4年		令和5年		令和6年	
	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合
A案件	281	7.4%	753	5.4%	1,019	8.2%
B案件	38	1.0%	111	0.8%	80	0.6%
C案件	1,131	30.0%	1,507	10.9%	1,192	9.6%
D案件	2,322	61.6%	11,452	82.8%	10,082	81.5%
総数	3,772	100.0%	13,823	100.0%	12,373	100.0%

(2) 補完的保護対象者認定申請者数

ア 補完的保護対象者認定申請を行った外国人（以下「補完的保護対象者認定申請者」という。）は、1, 273人でした。

イ 補完的保護対象者認定申請者の国籍は12か国にわたり、ウクライナ1, 239人、シリア14人、ミャンマー・レバノンが各5人、イスラエル・ロシアが各2人、アフガニスタン・カナダ・スーダン・中国・パキスタン・フィリピンが各1人となっています。

ウ 補完的保護対象者認定申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が1, 269人、不法滞在者が4人でした。

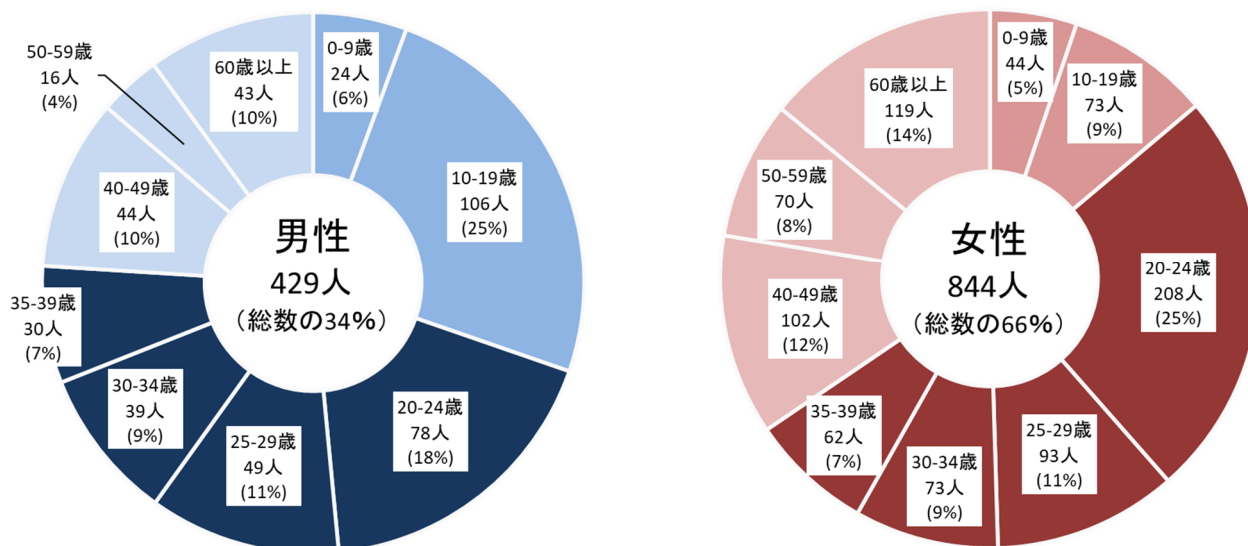
なお、正規滞在者の在留資格は、紛争からの避難を目的として在留する「特定活動」が998人、「短期滞在」が135人、「留学」が81人、その他の在留資格が55人となっています。

エ 補完的保護対象者認定申請者1, 273人のうち、1, 262人が初回の申請者（過去に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請のいずれもしたことがない者）となっています。

オ 補完的保護対象者認定申請者の男女の内訳は、男性429人（申請者総数の約33.7%）、女性844人（同約66.3%）となっており、女性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性は10代及び20代、女性は20代及び30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約45.7%、女性で約51.7%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約30.3%、女性で約13.9%となっています。

図3：男女別・年齢別の補完的保護対象者認定申請者数の内訳



カ 補完的保護対象者認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

補完的保護対象者認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が1,258人、B案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）が1人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が1人、D案件（上記以外の案件）が13人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

2 審査請求数

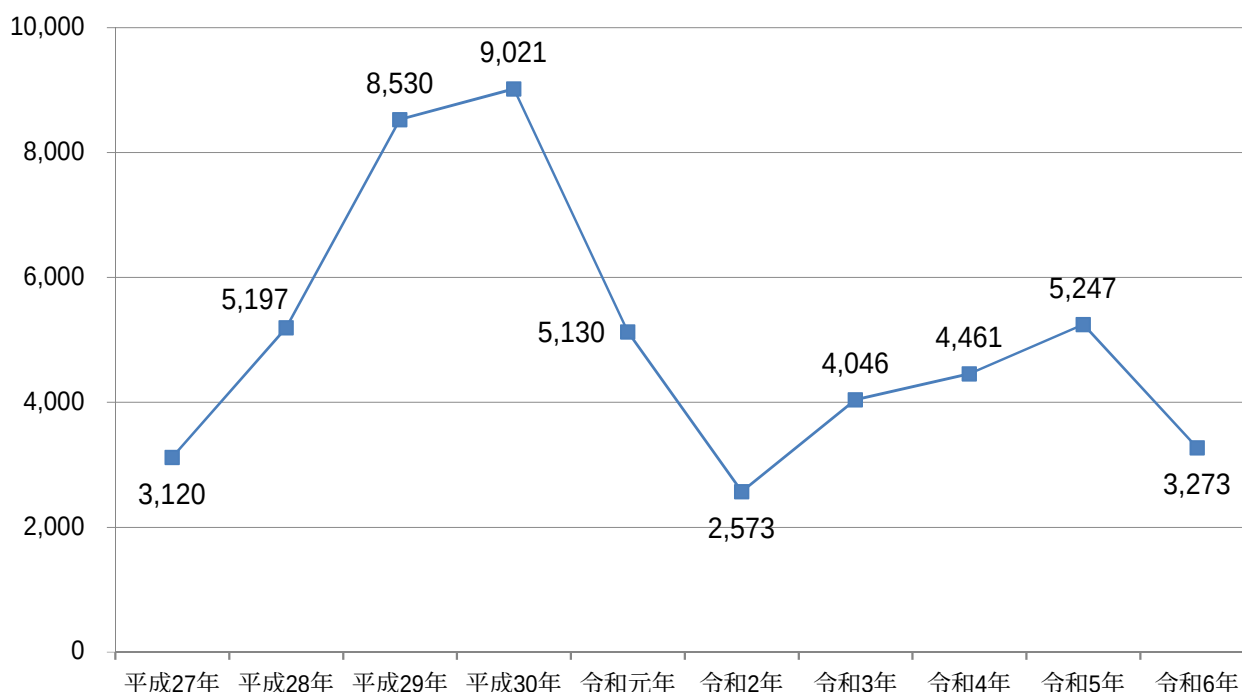
（１）難民の認定をしない処分に対する審査請求数

ア 令和6年の審査請求数は3,273人で、前年に比べて1,974人（約37.6%）減少しました。

表6及び図4：難民の認定をしない処分に対する審査請求数の推移

（人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
審査請求数	3,120	5,197	8,530	9,021	5,130	2,573	4,046	4,461	5,247	3,273



イ 審査請求人の国籍は44か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、トルコ、パキスタン、バングラデシュ、インドとなっています。これら上位5か国だけで審査請求人全体の約73.5%、上位10か国で約87.2%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表7：国籍別難民の認定をしない処分に対する審査請求数の推移

(人)

令和4年		令和5年		令和6年		前年比 増減率	審査請求数全体 に占める割合
① カンボジア	1,470	① ミャンマー	1,371	① スリランカ	922	83.3%	28.2%
② スリランカ	676	② トルコ	1,208	② トルコ	665	-45.0%	20.3%
③ ミャンマー	620	③ バングラデシュ	513	③ パキスタン	402	-7.2%	12.3%
④ トルコ	413	④ カンボジア	506	④ バングラデシュ	287	-44.1%	8.8%
⑤ バングラデシュ	350	⑤ スリランカ	503	⑤ インド	131	-49.2%	4.0%
⑥ インド	280	⑥ パキスタン	433	⑥ カンボジア	114	-77.5%	3.5%
⑦ パキスタン	234	⑦ インド	258	⑦ ネパール	94	44.6%	2.9%
⑧ ネパール	153	⑧ ネパール	65	⑧ ミャンマー	89	-93.5%	2.7%
⑨ ナイジェリア	50	⑨ ナイジェリア	59	⑨ ウズベキスタン	77	113.9%	2.4%
⑩ セネガル	25	⑩ イラン	42	⑩ タイ	72	7100.0%	2.2%
⑪ カメルーン	22	⑪ ウズベキスタン	36	⑪ イラン	56	33.3%	1.7%
⑫ ガーナ	21	⑫ セネガル	30	⑫ カメルーン	45	181.3%	1.4%
⑬ イラン	19	⑬ ガーナ	27	⑬ 中国	44	340.0%	1.3%
⑬ ウガンダ	19	⑭ チュニジア	25	⑭ ガーナ	41	51.9%	1.3%
⑮ チュニジア	17	⑮ フィリピン	20	⑮ ナイジェリア	35	-40.7%	1.1%
— その他	92	— その他	151	— その他	199	-	6.1%
総数	4,461	総数	5,247	総数	3,273	-37.6%	100.0%

(2) 補完的保護対象者の認定をしない処分に対する審査請求数

令和6年の審査請求数は3人でした。

その国籍は、フィリピン・ミャンマー・ロシアが各1人となっています。

3 難民認定申請等に係る処理の状況

(1) 難民認定申請

ア 一次審査

(ア) 難民認定申請の処理数は8,377人であり、前年に比べて193人(約2.4%)増加しました。

その内訳は、難民と認定した者(以下「難民認定者」という。)176人、難民と認定しなかった者(以下「難民不認定者」という。)5,117人(このうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者45人)、申請を取り下げた者等3,084人となっています。このうち、申請を取り下げた者等の数は、処理数の約36.8%を占めています。

(イ) 難民不認定者の国籍は54か国にわたり、主な国籍は、①スリランカ1,227人、②トルコ854人、③パキスタン587人、④バングラデシュ462人、⑤ミャンマー277人、⑥インド249人、⑦ネパール243人、⑧カンボジア209人、⑨ウズベキスタン190人、⑩タイ136人となっています。

(ウ) 申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて234人(約8.2%)増加しました。主な国籍は、①トルコ610人、②タイ485人、③スリランカ39

4人、④インド213人、⑤カンボジア211人、⑥パキスタン177人、⑦ウズベキスタン167人、⑧ネパール119人、⑨バングラデシュ115人、⑩カメルーン73人となっています。なお、申請を取り下げた者の約72.8%が本邦を出国し、約7.4%が本邦に不法に滞在し続けています（令和7年2月1日時点）。

イ 難民の認定をしない処分に対する審査請求

（ア）審査請求の処理数は4,114人であり、前年に比べて655人（約18.9%）増加しました。

その内訳は、審査請求に「理由あり」とされた者（難民認定者）14人、「理由なし」とされた者（難民不認定者）3,152人、審査請求を取り下げた者等948人となっています。このうち、審査請求を取り下げた者等の数は、処理数の約23.0%を占めています。

なお、審査請求において、補完的保護対象者と認定した者はいません。

（イ）「理由なし」とされた者（難民不認定者）の国籍は47か国にわたり、主な国籍は、①トルコ808人、②ミャンマー643人、③スリランカ493人、④カンボジア293人、⑤バングラデシュ250人、⑥パキスタン225人、⑦インド110人、⑧ネパール41人、⑨ナイジェリア37人、⑩イラン・ウズベキスタンが各33人となっています。

（ウ）審査請求に「理由あり」とされた者（難民認定者）及び「理由なし」とされた者（難民不認定者）のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは457人、実施しなかったのは2,709人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった2,709人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は1,576人となっています。

これら審査請求に対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

（注）平成28年4月1日に施行された改正前入管法の異議申立てによるものを含む。

ウ 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約22.3月、審査請求の平均処理期間は約12.6月となっています。

（2）補完的保護対象者認定申請

ア 一次審査

（ア）補完的保護対象者認定申請の処理数は1,654人です。

その内訳は、補完的保護対象者と認定した者1,616人、補完的保護対象者と認定しなかった者5人、申請を取り下げた者等33人となっています。このうち、申請を取り下げた者等の数は、処理数の約2.0%を占めています。

（イ）補完的保護対象者と認定しなかった者の国籍は4か国にわたり、その国籍は①ロシア2人、②英国・フィリピン・ミャンマーが各1人となっています。

（ウ）申請を取り下げた者等の国籍は、①ウクライナ30人、②イスラエル2人、③ミャンマー1人となっています。

イ 補完的保護対象者の認定をしない処分に対する審査請求
審査請求の処理数は0人でした。

ウ 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約2.6月となっています。

4 難民認定者数、補完的保護対象者認定者数及び人道配慮による在留許可者数

難民認定等手続の結果、我が国での在留を認めた者は2, 186人となっています。

その内訳は、次のとおりです。

(1) 難民認定者数（入管法第61条の2第1項に基づく申請）

難民認定者数は、一次審査での認定者176人及び審査請求で「理由あり」とされた者14人を合わせた190人であり、前年に比べて113人減少しました。

難民認定者の国籍の内訳は、アフガニスタン102人、ミャンマー36人、イエメン18人、パレスチナ8人、中国5人、エリトリア4人、イラン・ウガンダ・カメルーンが各3人、カンボジア2人、イラク・エチオピア・コンゴ民主共和国・バングラデシュ・マリ・ロシアが各1人となっています。

なお、難民認定申請者数（一次審査）での上位5か国、審査請求数での上位5か国に、難民認定者の国籍上位5か国は含まれません。

難民認定者の認定事由は、「政治的意見」が177人、「人種」が6人、「宗教」が4人、「特定の社会的集団の構成員であること」が4人、難民条約第1条D項後段の国連機関の保護が終止した者が8人となっています。

（注）1人の難民認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。

(2) 補完的保護対象者認定者数

ア 難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者（入管法第61条の2第1項に基づく申請に対し同3項により認定した者）（注）

難民認定申請をした者のうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者は、一次審査で45人、審査請求で0人であり、その国籍の内訳は、シリア16人、ミャンマー13人、スーダン11人、ウクライナ5人となっています。

（注）補完的保護対象者の認定制度が開始された令和5年12月1日以降、難民認定申請がされた場合には、難民該当性のみならず、補完的保護対象者該当性についても判断されます。また、補完的保護対象者の認定制度が開始された令和5年12月1日より前に難民認定申請がされた場合であっても、当該申請の処理が令和5年12月1日以降にされるときには、同様に、難民該当性のみならず、補完的保護対象者該当性についても判断されます。

イ 補完的保護対象者と認定した者（入管法第61条の2第2項に基づく申請）

補完的保護対象者と認定した者は、一次審査で1,616人、審査請求で0人であり、その国籍の内訳は、ウクライナ1,613人、アフガニスタン・ウズベキスタン・シリアが各1人となっています。

(3) 難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者

ア 難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者（入管法第61条の2第1項に基づく申請）

難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、一次審査で在留を認めた者318人及び審査請求で在留を認めた者15人を合わせた333人であり、前年に比べて672人減少しました。

そのうち、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は292人であり、その国籍の内訳は、ミャンマー262人、カメルーン13人、コンゴ民主共和国・リベリア・無国籍が各3人、アフガニスタン・イラン・スーダンが各2人、エジプト・ロシアが各1人となっています。

イ 補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者（入管法第61条の2第2項に基づく申請）

補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、一次審査で在留を認めた者2人です。

いずれも本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者であり、その国籍の内訳は、英国・ロシアが各1人となっています。

表8：国籍別難民認定者数の推移

(人)

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237	アフガニスタン	102
中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27	ミャンマー	36
アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6	イエメン	18
シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5	パレスチナ	8
ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5	中国	5
コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3	エリトリア	4
ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3	イラン	3
イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3	ウガンダ	3
イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2	カメルーン	3
ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2	カンボジア	2
コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1	イラク	1
スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1	エチオピア	1
無国籍	1					シリア	1	コンゴ民主共和国	1
						スーダン	1	バングラデシュ	1
						スリランカ	1	マリ	1
						ソマリア	1	ロシア	1
						ナイジェリア	1		
						バングラデシュ	1		
						レバノン	1		
						無国籍	1		
総数	47	総数	74	総数	202	総数	303	総数	190

表9：国籍別補完的保護対象者認定者数の推移

(人)

令和5年		令和6年	
ウクライナ	1	ウクライナ	1,618
スーダン	1	シリア	17
		ミャンマー	13
		スーダン	11
		アフガニスタン	1
		ウズベキスタン	1
総数	2	総数	1,661

(注) 補完的保護対象者認定申請に対し補完的保護対象者と認定した者の数のほか、難民認定申請に対し難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者の数を含みます。

表10：人道配慮数の推移

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人道配慮数	44	580	1,760	1,005	335
うち本国情勢等	19	525	1,712	956	294

表11：人道配慮数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数

(人)

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
シリア	10	ミャンマー	498	ミャンマー	1,682	ミャンマー	920	ミャンマー	262
イエメン	3	シリア	6	アフガニスタン	10	シリア	17	カメルーン	13
コンゴ民主共和国	3	エチオピア	5	パキスタン	4	スーダン	12	コンゴ民主共和国	3
トルコ	2	スリランカ	5	カメルーン	3	アフガニスタン	5	リベリア	3
スリランカ	1	中国	4	ナイジェリア	3	ウガンダ	1	無国籍	3
		アフガニスタン	2	ウクライナ	2	ブルキナファソ	1	アフガニスタン	2
		イエメン	1	エチオピア	2			イラン	2
		イラク	1	イエメン	1			スーダン	2
		イラン	1	イラン	1			ロシア	2
		ウガンダ	1	ギニア	1			英国	1
		ガーナ	1	コンゴ民主共和国	1			エジプト	1
				トンガ	1				
				ベネズエラ	1				
総数	19	総数	525	総数	1,712	総数	956	総数	294

5 本国情勢を踏まえたミャンマー人の保護状況

- (1) ミャンマーにおいては、2021年（令和3年）2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しました。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、同年5月28日、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として、当該措置に係る在留資格「特定活動」での在留を認めることとしました。
- (2) 当該措置に係る在留資格「特定活動」を有して在留している者は、令和6年12月末現在で、21,331人（下記（3）で在留を認めた者の一部を含む。）となっています。
- (3) 難民等認定手続の結果、難民認定者は令和3年が32人、令和4年が26人、令和5年が27人、令和6年が36人、補完的保護対象者認定者は令和6年が13人となっています。また、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和3年が498人、令和4年が1,682人、令和5年が920人、令和6年が262人となっています。

6 本国情勢を踏まえたアフガニスタン人の保護状況

- (1) アフガニスタンにおいては、2021年（令和3年）8月15日、タリバンが首都カブールを制圧し、大統領が国外へ出国するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、アフガニスタンにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するアフガニスタン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。

- (2) 上記(1)の「特定活動」を有して在留している者は、令和6年12月末現在で、285人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。
- (3) 難民等認定手続の結果、難民認定者は令和3年が9人、令和4年が147人、令和5年が237人、令和6年が102人、補完的保護対象者認定者は令和6年が1人となっています。また、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和3年が2人、令和4年が10人、令和5年が5人、令和6年が2人となっています。

7 本国情勢を踏まえたシリア人の保護状況

- (1) シリアにおいては、2011年(平成23年)3月中旬以降、各地で反政府デモが発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、シリアにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するシリア人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。
- (2) 上記(1)の「特定活動」を有して在留している者は、令和6年12月末現在で、335人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。
- (3) 難民等認定手続の結果、難民認定者は平成23年から令和6年までで23人、補完的保護対象者認定者は令和6年が17人、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は平成23年から令和6年までで98人となっています。

8 本国情勢を踏まえたスーダン人の保護状況

- (1) スーダン共和国においては、2023年(令和5年)4月15日、スーダン国軍と準軍事組織である即応支援部隊との間で衝突が発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、スーダンにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するスーダン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。
- (2) 上記(1)の「特定活動」を有して在留している者は、令和6年12月末現在で42人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。
- (3) 難民等認定手続の結果、難民認定者は令和5年が1人、補完的保護対象者認定者は令和5年が1人、令和6年が11人、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和5年が12人、令和6年が2人となっています。

9 ウクライナ避難民等の受入れ及び支援

- (1) ウクライナにおいては、2022年（令和4年）2月24日のロシア軍による侵攻後、ウクライナ各地において多数の市民が犠牲となり、多くの方々が避難するなどし、その情勢は引き続き不透明なものとなっています。我が国においては、官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行ってきました。

出入国在留管理庁においても、これまでウクライナ避難民の方々に対し、生活費支援等を行ってきたところ、ウクライナ避難民のような紛争避難民等の真に保護すべき方々をより確実に保護していくために、補完的保護対象者の認定制度を創設し、補完的保護対象者に対する支援の中でウクライナ避難民に対する支援を行っています。制度施行後は、補完的保護対象者として認定された方に対し、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど、我が国での自立に向けた支援を行っています。

- (2) 令和4年3月2日（総理による受入れ表明日）以降、令和6年12月末までのウクライナからの避難民の受入れ数は2,736人となっています。

また、上記の本国の情勢等を理由に我が国に在留している者は、令和6年12月末現在で1,974人（「定住者」が1,444人、「特定活動」が437人、「留学」が61人、その他の在留資格が32人）となっています。

- (3) 難民等認定手続の結果、ウクライナ避難民のうち、補完的保護対象者と認定した者は令和5年が1人、令和6年が1,554人です。

10 仮滞在許可の運用状況

(1) 仮滞在許可数

仮滞在を許可した者は96人であり、前年に比べて52人減少しました。

仮滞在の可否を判断した人数は703人で、許可されなかった者の主な理由は、次のとおりとなっています。

表12：仮滞在が許可されなかった主な理由の内訳

(人)

不許可理由	人数
本邦に上陸した日（本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請をしたこと	449
既に退去強制令書の発付を受けていたこと	212
逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること	177

（注1）「仮滞在許可」（入管法第61条の2の4）とは、不法滞在中の難民認定申請者又は補完的保護対象者認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として、不法滞在者から難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請があった場合に、同条第1項に定める除外事由に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については、難民認定手続中又は補完的保護対象者認定手続中は退去強制手続が停止され、収容されている場合は、収容を解かれます。

（注2）1人の申請者について許可しなかった理由（除外事由）が複数ある場合は、その全てを計上しています。

（2）仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得許可

仮滞在の許可を受けた者で在留資格の取得を許可した者は3人であり、その国籍は、ミャンマーが3人となっています。

（注）「仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得許可」（入管法第61条の2の5）とは、仮滞在許可者は難民認定手続中又は補完的保護対象者認定手続中は退去強制手続が停止されることから、当該手続の過程で仮滞在許可者に在留資格を与えるべき特別な事情が判明するなどした場合に、仮滞在許可者の地位の安定化を図ることを目的として、早期に在留資格の取得を許可する制度です。